

- ・ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入特例
- ・ワクチン休暇制度って必要？

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入特例

健康保険の被扶養者の認定及び資格確認の際に、収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしています。

しかし、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年がない対応として、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととされました。

### ★対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師  
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士

### ★対象となる収入

2021年4月から2022年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

### ★手続方法

被扶養者の認定及び資格確認の際に、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の発行を受け、加入する保険者に提出

### ★医療職者以外は？

厚生労働省は、本特例の対象にならない方についても、新型コロナウイルス感染症への対応等のための残業等により、収入の増加が生じた際には、**直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する**等の考え方を示しています。

## ワクチン接種の為の特別休暇制度、必要ですか？

新型コロナウイルスのワクチン接種がだいぶ進んできましたが、最近「ワクチン休暇」というものを聞きました。  
制度として整えないといけないのでしょうか。



①

厚生労働省は、職場における感染防止対策の観点からも、職員が安心して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられるよう、ワクチン接種や、接種後に体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けるなどの対応が望ましい、としています。  
副反応について、高齢者より若年者に、発熱や倦怠感、頭痛などの全身性の副反応の頻度が高いことが報告されていますので、接種後に休暇が取りやすい環境だといいですね。



②

特別休暇を制度として整えることはせず、有給休暇の取得でも大丈夫ですか。



③

有給休暇の取得でも構いません。ただし、有給休暇は労働者が請求する時季に与える必要があるため、事業主から一方的に「接種日と接種日の翌日は有給休暇を使用して休むように」と言わないようにしましょう。あくまでも、労働者側からの有給休暇使用の申し出に基づいて与えるようにして下さい。

有給休暇を使用しない場合には、例えば、なるべく休みの前日にワクチン接種をするよう推奨することも考えられます。



④

休暇制度ではないですが、勤務中にワクチン接種の為に中抜けするくらいは認めてもいいかなと考えています。  
これは就業規則を変更することで可能になるのでしょうか。



⑤

それはいい案ですね。特段のペナルティなく、ワクチン接種の為に勤務時間中の中抜けを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことや、中抜けを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うことなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境整備に適うものであり、一般的に、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。  
※常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.6.21

